岩手県告示第551号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊 危険区域を指定する。

平成30年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 舘山の1

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大 字	字	地 番	標柱番号
一関市	千厩町千厩	舘山	5番3地先水路敷	標柱1号
			32番 1	標柱2号
			50番	標柱3号及び4号
			26番	標柱5号
			24番 2	標柱6号
			7番1	標柱7号
			6番3	標柱8号
			6番34地先道路敷	標柱9号
			6番35	標柱10号